

関連グループ支部Ⅰ 三越伊勢丹健康保険組合 25年10月 最低賃金改定について（案）

■ IMGU の最低賃金改定の取扱い

毎年度の春の交渉議案書では、最低賃金に関して「年度中に公的最低賃金が改定された場合は、改めて IMGU 本部基準を確認します。算定の結果、IMGU 本部基準の改定が必要と判断した地域については、公的最低賃金の改定発効される年月日以前に改定基準以上を適用させることとします。」としています。

最低賃金引上げ対応については、本部執行委員会にてグループ各社の対象地域の水準変更と合わせて一括提案の上、支部・分会内では「報告事項」として取り扱う場合と、「制度改定」となるため本支部それぞれの機関会議にて「審議決定事項」として取り扱う場合があります。時給制と月給制ごとの対応は以下の通りです。

1) 時給制の対応

① 報告

賃金構成が本給または基本給以外に「地域別職種給」または「調整給」が規定されており、以下の前提でいずれかで対応する場合。

＜前提＞「地域別職種給」「調整給」それぞれが期中において必要に応じて水準変更可能な仕組みであり、労働協約等においても水準が規定されていないこと

② 審議

賃金構成上、基準内賃金が本給または基本給の一つのみの場合、水準変更自体が「賃金表の書き換え」となる場合

2) 月給制の対応

月給制の場合は、時給制のように調整可能な賃金構成要素は持たないため、本給ランク上で対応します。

① 報告

対象者の本給を、本給ランク上で調整（対象者の本給ランク引上げ）の場合。

② 審議

最低賃金以上まで本給ランクを切り上げる場合（本給制度の改定扱いとなるため）。

今回は、「審議事項」のみとなります。

三越伊勢丹健康保険組合

審議事項 1) エルダー職員Ⅰ・Ⅱ（時給制）

三越伊勢丹健康保険組合における「賃金表自体の書き換え（制度改定）」として審議決定扱いとなる内容は、以下の通りです。

1) エルダー職員Ⅰ・Ⅱ（時給制）

【現行】

基幹業務	事務・業務
1,325 円	1,225 円



【10月1日～改定】

基幹業務	事務・業務
1,330 円	1,230 円
+5 円	+5 円

<解説>

事務・業務 1,225 円を公的最賃引き上げに伴い、+5 円引き上げます。

さらにそれに伴い、**基幹業務との水準差(100 円差)を維持するため、基幹業務も 5 円引き上げます***。

*22 年度春交においても「他職種との賃金差が縮まることは制度本来の趣旨を考えると課題である」ことから、今回同様の対応を行っています。

【今後のスケジュール】

10/1 水 分会総会にて審議の上、10/6 月 労使協議会にて正式合意 ➡ 組合 HP にて発信

■確認 改定時期

・今回の改定時期は、公的最賃（地域別最低賃金）改定が、「東京:10/3」となっておりますが、わかりやすさと過去の改定時期を踏まえ、**25 年 10 月 1 日からの改定とする。**